

## 「令和2年7月豪雨災害」からの復旧・復興に関する要望

令和2年7月豪雨は、県南部を中心に、県内各地で河川の氾濫、土砂崩れ等の甚大な被害をもたらし、多くの尊い命が犠牲となった。

また、多くの人々が避難を余儀なくされるとともに、家屋、道路、河川、鉄道に加え、電気・水道といったライフライン、さらには、農林水産業や地場産業にまで深刻な被害が生じ、住民生活及び経済活動に甚大な影響を及ぼしている。

被災町村では、国や県をはじめ、県内外の自治体職員の派遣及び支援を受け、復旧・復興作業に全力で取り組んでいるが、中山間地も多く財政基盤も脆弱な町村においては、国や県による強力な支援が不可欠である。

加えて、全国的に新型コロナウイルス感染拡大防止への厳しい状況が続く中、生活者支援や復旧・復興活動には、前例のない新たな課題への対応が求められる。

よって、今般の豪雨災害について、早期の被災者支援及び復旧・復興を進めるとともに、地域住民の安全を確保するため、下記事項の実現を図るよう、強く要望する。

### 記

#### 1 公共土木施設等の早期復旧

道路、河川、橋梁及び水道など公共土木施設の災害復旧事業、災害対策関連事業及びその調査の早期実施について、町村が進めるまちづくりと連携した特段の措置を講じること。

公共土木施設等の早期復旧、現場対応、自治体支援に必要な国関係機関の人員についても確保・派遣を行うこと。

特に、国の権限代行により実施することが決まった球磨川に架かる橋梁及び関連する国道219号ほか、県道及び県管理河川の復旧については、必要な人員及び予算を確保の上、迅速かつ強力に進めること。

災害復旧事業の実施にあたっては、単なる原形復旧にとどまることなく、従前の機能・安全性を増加させ、国土強靱化に資する復旧となるよう努めること。

## **2 流域住民の安全・安心に向けた抜本的な治水対策**

今回の豪雨により、球磨川流域を中心に多くの氾濫箇所では激甚な災害が発生したことから、将来に向かって流域住民が生命の危機に晒されることなく安全・安心が確保され、さらには、豊かな自然の恩恵を引き続き享受できるよう、国、県連携した「球磨川水系緊急治水対策プロジェクト」を強力に推進すること。

## **3 集落の維持・再生に向けた生活インフラ復旧に対する支援**

集落の維持・再生に向け、町村・県と連携した集落へのアクセス改善を図ること。

電気・ガス・水道・地域公共交通・情報通信ネットワークなど、寸断されたライフラインの早期復旧のための国庫補助率の嵩上げなど財政支援を講じること。

## **4 鉄道の早期復旧に向けた支援**

地域住民の重要な移動手段であるとともに、地域を結ぶ生活・経済・観光の背骨である鉄道について、早期の全線復旧が実現するよう特別な財政措置を講じること。

また、鉄道不通が長期になることが見込まれていることから、通学支援等のために、鉄道事業者が行う代替バスの運行経費等に対して特別な財政支援を講じること。

## **5 情報通信ネットワークの整備**

情報通信ネットワークの長期の寸断による混乱が生じたことから、災害に強い通信網の実現を図ること。

## **6 交付税による財政措置**

普通交付税の繰上げ交付の対象地域の拡大を行うとともに、過疎指定外の町村に対しても、同等の特別交付税による十分な財政措置を講じること。

災害復旧事業及び災害関連事業予算の確保並びに災害復旧事業の財源となる地方債所要額の確保を行うとともに、当該地方債に係る交付税措

置の拡充を図ること。

また、国庫補助事業では、弾力的かつきめ細やかな対処が困難である部分に適切に対応するため、各町村が単独で実施する事業への特別交付税措置等を講じること。

## **7 役場機能が毀損した被災町村の人員体制の強化に向けた強力な支援**

役場機能が毀損した被災町村における行政体制の早期回復・被災地の再生に向け、全国から中長期的な支援が決定されているが、まだ十分なニーズを満たしておらず、引き続き人的支援体制の強化及び財政支援の拡充と継続した支援を講じること。

## **8 医療・福祉施設等の復旧**

被災した医療施設や社会福祉施設等について、現地での復旧が困難なことによる移設や仮設施設の整備を要することも想定される。そのため、一日も早く、被災者等へ十分な医療・福祉を提供できるよう、被災状況や地域の実情に応じた特別な財政措置を講じること。

## **9 被災企業への施設・設備の復旧を図るため「なりわい再建支援補助金」の条件緩和等**

熊本地震と新型コロナ禍の二重苦により、中小・小規模事業者の経営が極めて厳しい状況にある中、昨年の大災害により、三重苦となった。「なりわい再建支援補助金」を創設いただいたことには感謝の意を表すが、現在の補助金制度では対応できない事業者や移転を余儀なくされる事業者もいることから、甚大な被害を受けた者が事業の再開・継続を断念することなく、早期復旧が実現できるよう、補助率 3/4 の嵩上げや上限額の引き上げ、実質無利子・無担保融資の返済期間や据置期間の延長等の条件緩和の措置を講じること。

また、被災企業への力強い金融面での支援とともに、地域の雇用の維持・確保につながる手厚い支援を講じること。

「なりわい再建支援補助金」及び「被災小規模事業者再建事業」について、本年度予算の繰越及び次年度以降の予算確保など今後も必要な財政支援措置を講じること。

## 10 農林水産基盤の復旧及び農林水産業に対する支援

農地・農業用施設、林産施設、治山・林道等に係る災害復旧事業の早期実施について、特別な財政措置を講じ、十分な予算を確保するとともに、復旧が長期にわたることを踏まえて、柔軟な対応を図ること。

## 11 教育・文化環境・コミュニティ施設の早期復旧等

学校施設・設備等の早急な災害復旧について、特別な財政措置を講じること。

特に、危険な地域にある学校施設の復旧については、今後の災害から児童生徒の命を守るため、移転改築等による復旧を認めること。

また、被災した地域・集落における地域コミュニティの場として利用されてきた施設及び用具、県・町村指定も含めた文化財等の早期復旧について、技術的支援や特別な財政支援措置を含めた全面的な支援を講じること。

## 12 住宅適地の確保等に対する支援

住宅適地に乏しい狭隘な地形が多い当該地域における安全・安心な復興まちづくりには、新たな宅地の造成や道路、公園・緑地などの生活インフラの整備等が必要不可欠であり、他の地域以上に費用負担が見込まれるため、特別かつ強力な財政措置を講じること。

## 13 新型コロナウイルス対策

上記のそれぞれの関連項目については、新型コロナウイルス対策等の観点から、以下の点に留意して支援を行うこと。

- (1) 仮設住宅等に対する必要な資器材や専門人材・ノウハウの提供
- (2) 地域外からの応援職員や災害ボランティア等に対する感染防止対策の支援、また長期化も懸念される復旧・復興活動に対するきめ細やかな支援
- (3) その他、被災町村において必要となる感染防止対策や感染者が発生した場合の万全の支援措置
- (4) なお、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」の取扱いについては、被災町村の被災状況や意向を踏まえた柔軟な対応を行うこと

ともに、当該交付金本来の趣旨に鑑み、被災町村の災害復旧・復興等財源は別途確保すること

令和3年11月25日

熊本県町村議会議長会  
会長 吉田美好